曽於市公共下水道取付管等標準施工基準仕様書

この施工基準については，日本下水道協会規格である「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用硬質塩化ビニル製ます（JSWAS K-7）」に準拠するものであり，本管が塩ビ管である一般的な現場条件を対象としている。

これにより難い場合は，施工前までに下水道管理者（以下，管理者）との協議を行うものとする。

1. 接続ます

（１）設置位置

１）道路幅員４ｍ以上の場合

・道路と民地との官民境界線から原則１ｍ以内の民地内に設置する。

ただし，建築基準法第42条2項によるみなし道路の場合は，道路後退線(セットバック)から原則１ｍ以内の民地内に設置すること。

２）その他

・道路拡幅計画等がある場合の設置位置は，管理者に指示を仰ぐものとする。

・設置位置および隣地境界を申請者による現地確認のうえで施工する。

（２）構造及び材質等

１）設置する深さ

・敷地の奥行，地盤高，浄化槽への既設流入管高さ等の現地状況を十分考慮し，宅内排水管最低勾配20‰以上を確保できる深さとする。ただし，立地的条件で勾配が確保し難い場合で申請者の同意があった場合はその限りでない。

２）ます本体

・下水道用硬質塩化ビニル製ます（JSWAS K-7），径φ200㎜ゴム輪型，5cm段差付型を標準とする。

・標準タイプの設置が困難な現場条件である場合は，

「合流/横型＞流入受口取付/横型＞ドロップ/縦型」の優先順位で選定をする。

３）立ち上がり管

硬質塩化ビニル管のＶＵを使用すること。（ＶＰの内径は蓋枠に合わない）

４）ます蓋

・設置する敷地の使用状況等に合わせ，以下を参考に選定し，車両が通行する駐車場出入り口やトラック等乗入れ部である場合は，鋳鉄製防護蓋とする。

2. 取付管

（１）管種及び配置

１）管種および管径

・下水道用硬質塩化ビニルの取付管形を使用する。

・管径はφ100㎜を標準とする。

・宅地内の汚水量が多く排水設備設計時の管径がφ100mmを超える場合は，本管口径未満のものであれば，管理者の承認を得た上で使用できるものとする。

２）平面配置

・布設方向は，本管に対して直角，かつ，直線的に布設する。

３）こう配及び土被り

・原則，こう配は20‰以上とする。

・道路への埋設条件となる土被りについては，道路管理者の指示のとおりとする。特段の指示がない場合は，路盤下から30㎝以上かつ，60㎝以上の確保を原則とする。

・管上30㎝に管明示シートを設置する。

４）他埋設物との離隔

・標準30cm以上を確保するものとする。

（２）取付部の構造

１）本管に接続する場合

・穿孔部の補強を配慮し，支管を用いるものとし，本管に対して90度を標準とする。

・穿孔は本管の中心線から上方の範囲を原則とするが，他の埋設物や排水設備側からの流入高等のやむを得ない影響によりその施工が困難な場合に限り，取付管の中心線を本管の中心線から上方の範囲内とすることができる。

・湧水が相当にあると想定される場合には，メカロック式支管の使用を優先する。

２）マンホールに接続する場合（本管接続がし難い場合のみ）

・可とう性マンホール継手を使用すること。

・削孔は，マンホール本体の残りしろが10㎝以上確保できる位置とする。

・インバート底部と取付部との段差は10㎝以上の確保を標準とする。

・インバート底部と取付部との段差について，50㎝未満の場合は取付流入用のイン

バートを新たに設け，60㎝以上となる場合は内副管を設置するものとする。

・１号マンホールにおける内副管の設置は１箇所を標準とする。

（３）曲管部の構造

１）曲管の配置

・原則，立面的に使用するものとし，平面的には使用しないものとする。

・使用数は接続ますの流出部を含み１個以内を標準とし，連続では使用しないものとする。

・設置方向，設置角度，勾配を確認し，設置後滞留しないものとする。

２）曲管の角度

・自在タイプを原則とし，角度が大きくなる側で用いないものとする。

・本管接続部からの立上げ後に使用する曲管は原則，60°以下のものを使用する。

・設置方向，設置角度，勾配を確認し，設置後滞留しないものとする。

（４）施工方法

１）一般的事項

・現場施工前までに，道路管理者や警察の許可，他埋設管の情報，コミュニティバス路線やゴミステーション等，施工に必要な連絡調整を行うものとする。

・雨天時等の施工は避けるものとする。

・既設管の上にのったり，足をかけて施工をしないものとする。

２）管工事

・取付管の接続は，本管への取付け部を清掃し，ホールソーで穴を開け，「バリ」

をしっかり取り除いた後，本管の種類に応じた接着剤を塗布した上で，番線（♯10）を用いて２箇所巻き立て，本管に圧着させるものとする。

・本管の削孔は原則，ホールソーで行い，削孔片は必ず完了写真に入れて撮影する。

・湧水がある場合は，水中ポンプで水替えを行い，本管が乾いた状況で支管を取り付けるものとする。

・本管が陶管，セラミック管である場合は，塩ビ管やヒューム管と異なる施工上の配慮が必要となるため，管理者に注意事項等を確認の上で施工をする。

３）土工事

・土留設置については，掘削深1.5ｍ以上を標準とし，現場状況に合わせて適正に設置する。

・埋戻しは20cmごとに埋戻しを行い，転圧不足なく行うものとする。

・掘削土の状態が悪い場合，雨天時の場合は，RC40で埋戻しを行うものとする。

・側溝下，暗渠下施工は，管径程度の穴にて掘削し，管布設後は外周に砂を詰め込み

入念に埋戻しを行うものとする。

・管下の保護砂を敷き均し転圧をした上で，取付管を布設するものとする。

・管上の保護砂は，管に衝撃を加えないように人力転圧で行うものとする。

・道路面からの下がりの深さは，計測尺をあてて撮影する。

４）舗装工事

・本復旧は，道路管理者の指示のとおりすること。仮復旧についても原則，同様とする。

・本復旧は，雨天日を避け，仮復旧での概ね7日以上の養生期間後に行うものとする。

・本復旧幅は，仮復旧範囲に規定の影響幅を加えた範囲とする。

・舗装厚については，市道，県道ともに定められた厚さとするが，現況の舗装厚がそれと異なる場合は現況厚とし，判断し難い場合は道路管理者との協議を行うものとする。

・乳剤の散布は，むらなく行い，舗装切断面についてもしっかり行うものとする。

ただし，透水性舗装については散布しないものとする。

・歩道の場合は，乗り入れ箇所であるか否かを確認し，規定の舗装厚とする。

（５）施工管理

　１）写真管理

　・施工写真の管理は次のとおりとする。

　　材料検収

支管取付部（穿孔確認できる写真）

接着状況

番線緊結

埋設設置完了（継手・ます）

給水管・その他構造物との離隔が分かる写真（ルートが同じ場合のみ）

表示シート設置

勾配確認写真

その他、管理者が指示する写真

２）出来形管理

　・次のとおり管理する。

　取付管管割図

　ます設置位置オフセット図

（６）その他

　　　取付管等が申請者以外の土地を占用する場合は，その所有者と申請者で協議し両者合意のもと承諾を得ることとする。

3.阻集器等

(1)阻集器設置上の注意

・使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具または装置のできるだけ近くが望ましい。

・阻集器は、汚水から油脂.ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。

・容易に保守、点検できる構造とし、材質はコンクリート•樹脂等の不透水性•耐食性のものとする。

・阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適切な通気が取れる構造とする。

・阻集器は、原則としてトラップ構造を有するものとする。

・天端を5〜1Omm程度高くし、雨水浸入等がないような構造とする。

・油脂分を分解する菌等を利用する処理装置の追加設置を行ってはならない。

(2)阻集器の設置場所

1)サンド•セメント阻集器

排水中に泥•砂•セメント等を多量に含む場合には、サンド•セメント阻集器を設置しなければならない。

2)オイル阻集器

ガソリンスタンド,自動寒修理工場等、排水中に多量の油を含むおそれのある場合には、オイル阻集器を設置しなければならない。

3)グリース阻集器

営業用調理場、その他脂肪を多量に排出する食品加工•製造工場などには、グリース阻集器を設置しなければならない。

4 )ヘアー阻集器

理髪店•美容院の洗髪器には、毛髪が排水管中に流入するのを阻止するヘアー阻集器を設置しなければならない。

5)プラスタ(石膏)阻集器

歯科医•整形外科医の技工室•ギプス室には、プラスタ等の不溶性物質の排水管内に流入するのを阻止するプラスタ阻集器を設置しなければならない。

6)ランドリー阻集器

クリーニング店•コインランドリーなどの洗濯排水については、公共下水道等の 流下を妨げる糸くず、布くず、ボタン等の流入を防ぐため、ランドリー阻集器を設 置しなければならない。